Doing Business in Thailand

2021年版

mazars

目次

	ページ
代表者からのメッセージ	4
タイ国に関する一般的情報	5
外国人投資規制	9
投資奨励政策	12
事業主体の法的形態	21
事業組織の設立と運営	25
法人税	30
個人所得税	34
源泉徴収税	38
租税条約	41
VAT、その他の税法	45
証券・不動産に関する外資投資規制	50
信託	52
その他実用的情報	54

代表者からのメッセージ

Mazars in Thailand は、タイに進出するグローバル企業に対し会計、監査、税務、法務サービスを提供するプロフェッショナルファームです。タイ人を中心として日本や欧米各国の280人以上の多様性豊かな専門家が質の高いサービスを提供しています。

Rob Hurenkamp
(ロブ　フルレンカンプ)
Managing Partner, Thailand

Mazarsは、業界を先導する国際会計ネットワークでありながら、パーソナルタッチでお客様の要望にお答えしています。Mazarsのプロフェッショナルが、成長市場におけるお客様の適切かつ持続的な事業運営をサポート致します。

本書Doing Business in Thailandは、タイでの事業展開にあたり有用となる基礎的な諸制度・情報を概説しています。本書がお客様のタイ事業の一助となれば幸いです。

タイ国に関する一般情報

タイ国に関する一般情報

外国人投資の機会とリスク

タイ政府は長年、開放的市場経済を維持し外国直接投資を促進してきました。特に1997-98年のアジア通貨危機の後、政府はより競争力・透明性のある外国投資環境を促進させるため、IMF（国際通貨基金）の支援のもと、経済改革計画に着手してきました。改革は長期化しているものの進展を続けており、タイは経済改革及び開放的投資制度に対するコミットメントを維持しているということができます。

一方で、タイでは外国人事業法（1999年施行）が施行されており、外国人はこの法律のもとでタイにおける投資に関する制限を受けることになります。この法律では、外国資本の参入が制限されている業種を規定しており、大半の製造業種はこの制限の例外となっている一方、外国人によるサービス業を含む特定の業種への参入が制限されています。

地域と人口

タイは東南アジア最大規模の国の一つで、その国境は、西はミャンマー、北北東はラオス、東はカンボジア、南はマレーシアと接しています。タイの人口は約6千7百万人で、首都バンコクは1千万人を超える人口を抱え、経済・政治の中心となっています。

政府と法律

タイは立憲君主国で、首相を政府の長、世襲君主を国家元首としています。また、司法組織は行政府及び立法府から独立しています。

タイは77県（チャンワット）から成り、地理的位置により五つのグループに分かれています。行政上、各県は区さらに小区（タンボン）に分かれます。また、首都バンコク（クルンテープマハナコーン）とパタヤの二市は特別行政区となっています。

タイの司法システムは、伝統的タイ法と欧米法の原理が混合していたものであり、裁判官は国会が推薦し、国王が任命することになっています。また、裁判所は刑事及び民事事件を管轄し、三審制（『第一審裁判所』『上訴裁判所』『最高裁判所』）が取られています。

また、行政裁判所は、民間人と政府間の訴訟及び政府事業体間の訴訟を管轄しています。

通貨

タイの通貨はタイバーツ（฿または略語THB）で、補助通貨としてサタン（100サタン = 1バーツ）があります。タイ中央銀行が通貨発行の権限を有しています。

経済

タイ経済は新興工業国に特有の輸出依存型経済で、輸出産業がGDPの3分の2を占めています。

タイの主な輸出製品は、機械装置、電気機器(コンピューターを含む)、自動車、ゴム製品、及び宝飾品です。

輸出産業促進のため、多くの税優遇策が実施されており、例えば物資の輸出に対するVAT（付加価値税）は0%で、輸入材料を製品化し輸出する場合、材料費に含まれる支払済関税は払い戻されます。

一方で、輸入について、主な輸入製品は、電気機器、鉱物燃料、その他機械(コンピューターを含む)です。輸入規制が存在し、商務省が指定する輸入規制対象品目（例：医薬品、鉱物、爆薬、花火、骨董品、化粧品）を輸入する場合は、所定の承認、あるいはライセンスの取得が通常必要となります。この場合、例えばライセンスを申請するには、サプライヤーからの注文書、確認書、請求書、その他関連書類の提出が求められます。

金融

タイは世界銀行及びアジア開発銀行の会員として民間・官有問わず多くの金融機関が事業展開しており、タイ中央銀行の監督のもとであらゆる種類の金融サービスを提供していますが、一方でタイの銀行はスタートアップや小規模な外資企業への融資には積極的とはいえないという傾向があります。

また、借入には通常担保（例：土地証書、親会社名での銀行保証またはタイ信用保証会社からの保証）が必要になります。

タイ国に関する一般情報

移民法

ビザ（滞在許可）

原則としてタイへの渡航者（乗継客、及びタイ国籍の者は除く）は、全員ビザ取得が義務付けられています。さらに、タイで就業するか事業を営む目的の外国人はビザ規定に従い、ワークパーミットを取得する必要があります。ビザの種類は以下の通りです。

1. 観光ビザ - 観光ビザを取得した外国人は先ず60日の滞在が許可されます。更新の申請をした場合、通常一回につき追加で30日まで延長が認められます。（入国管理局の判断による）なお、日本人が観光目的で訪タイする場合で、タイの滞在期間が30日以内の場合は、ビザの取得が不要になっています。
2. トランジットビザ（乗り継ぎ旅行者）- タイ大使館または領事館から乗り継ぎビザを取得した外国人は、30日間のタイ滞在が許可されます。滞在延長は通常7日単位で与えられます。一方で、国籍によりビザなしで入国し、各渡航につき30日間の滞在が許されることも多くみられます。なお、観光ビザ免除により入国する外国人は、初回入国から6カ月以内であればタイに再入国し累積滞在日数90日まで滞在することが可能です。
3. イミグラントビザ - タイへの移住を希望する者は、居住証明書申請が必要になります。ただし、内務省により各国に対し年間移民者数割当及びその他条件が規定されているとともに、『移民』認定の資格条件は非常に厳格になっています。
4. 移民枠外の特例イミグラントビザ - 移民としてタイに移住したものの、その後居住権を失った場合に、当該区分でのビザ申請が可能です。申請時には、ビザ申請を発行するに足る十分な理由を提示する必要があります。
5. ノンイミグラントビザ - 滞在延長または就労目的でタイに滞在する目的の外国人は、入国前に家族と併せてノンイミグラントビザを取得する必要があります。一般的に、ノンイミグラントビザ初回発行時はタイでの滞在が90日まで許可され、その後1年間までの延長、更には毎年の更新が可能です。ワークパーミットの申請を行うためには当ビザを保持することが必要であり、その他のビザ（例：トランジットまたは観光ビザ）の保有者はワークパーミットの申請はできません。
6. 90日レポート - タイに継続して90日以上滞在する外国人は、90日目にあたる前15日、後7日の間に、入国管理局に届け出を行う必要があります。一度タイを出国した場合は、再入国日から再カウントします。

外国人居住レポート(TM30) - 外国人が住む住居のオーナーは、外国人の居住につき入国管理局に様式TM30を提出しなければなりません。規則上は外国人が入国してから24時間以内に報告しなければなりません。オーナーがこの報告を怠った場合、2,000バーツ以下の罰金が科せられ、また、居住している外国人のビザの更新及び90日レポートが受理されません。

ワークパーミット（労働許可証）

外国人就労法(外国人の就労管理に関する勅令第2号（仏暦2561）)の他、労働許可に関する多くの規則が規定されています。以下に主要なものを列挙します。

1. 原則として、タイで就労する非タイ国籍者は、法規により労働省発行のワークパーミットの取得が義務付けられています。タイの雇用者は、タイでの就労を希望する外国人被雇用者のワークパーミットを就労開始前に申請することができます。
2. 当ワークパーミットの適用は職種、雇用者、申請地域により制限されており、当制限が変更された場合は新規のワークパーミットが必要となります。
3. 移民法に基づき、15日を超えない期間で重要・緊急な任務を遂行するためタイで臨時に就労する外国人はワークパーミットを申請する必要はありません。ただし、当該外国人が当該任務を開始する前に、雇用省長官またはその任命者による規定様式の通知書（WP10、緊急ワークパーミット）を提出することが求められます。

タイ国に関する一般情報

また、外国人の業務が所定の期間内に完了しなかった場合、雇用主は期限が来る前に延長申請を行うことができます。延長可能期間は最長15日です。ワークパーミットを必要としない活動-会議、トレーニング、セミナー、芸術活動、文化活動、スポーツ大会、閣議で定められたその他活動に参加する外国人は、ワークパーミットの取得義務が免除されます。

4. 外国人を雇用する雇用主は、当該外国人を雇用した日から、または当該外国人が退職した日から15日以内に当該外国人の氏名、国籍、業務内容を労働担当官に報告しなければなりません。

5. 投資奨励法に基づきタイでの就労許可を求める外国人は、投資委員会（BOI）・タイ工業団地公社（IEAT）・鉱物燃料局（DMF）などの政府機関に申請手続きが必要となり、熟練労働者及び専門職位を有していることが申請資格要件となります。他方、当該外国人は申請期間中に認可業務を開始することができます。

Smart visa スマートビザ

スマートビザプログラムは、ターゲット産業に従事する外国人の高度技術専門家、投資家、上級幹部、スタートアップ起業家を呼び込みまたタイの公的部門及び民間部門との知的交流を通して産業育成を図ることを目的としています。

スマートビザ保有者は、最長4年間タイに滞在することができます。被扶養者(配偶者や子供）にもスマートビザ保有者同様にタイに住み、働く権利が付与されます。スマートビザ保有者はワークパーミットを申請する必要はなく、タイ国内での居住報告が求められる期間も90日毎から年1回に延長されます。

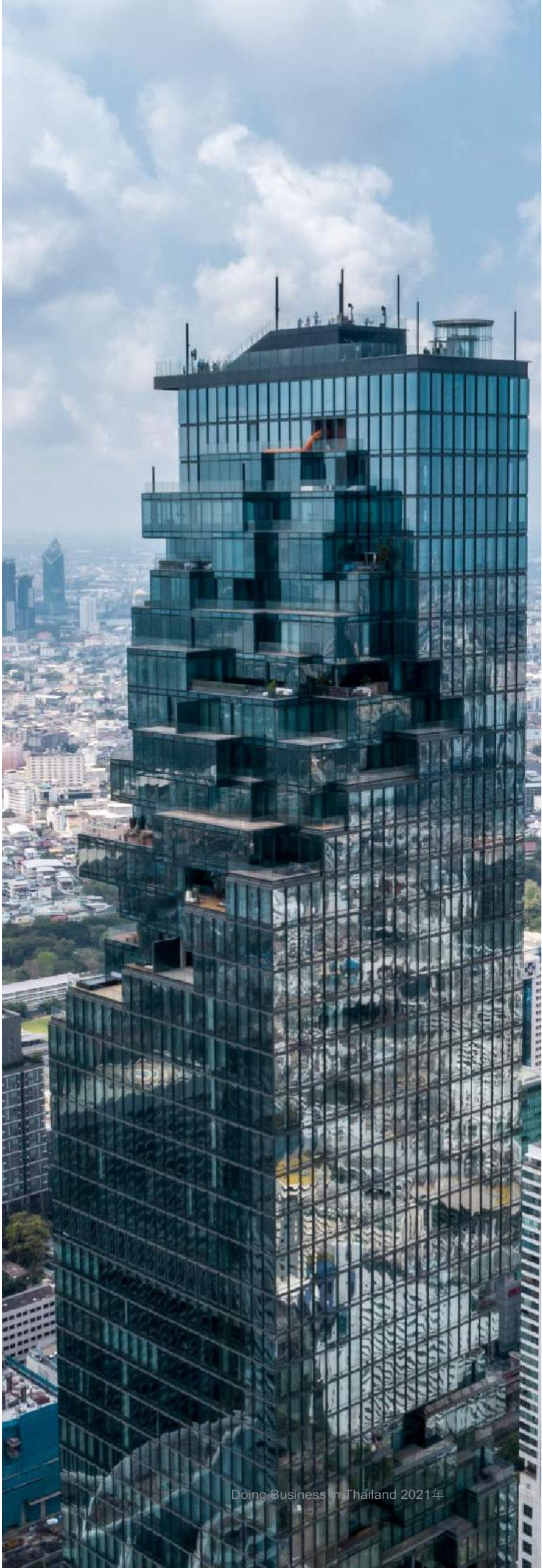

外国人投資規制

外国人投資規制

タイ政府は投資家に対し投資委員会（BOI）、タイ工業団地公社（IEAT）の管理による広範囲の投資奨励策を提供しており、この枠組みの中で所謂100％外国資本の会社がタイに進出する形態もしばしばみられます。BOIは2015年1月1日付で新投資奨励制度を発表し、この中でタイの国際的競争力を高めようとする方向性を明確にしています。また、IEATは政府の産業開発指針（新規土地割当、土地条件の改良、起業家に対する収容設備の提供等）を実際に遂行する役割を担っています。

外国人事業法

外国人事業法は、「外国企業」として指定された企業の事業活動を規制する法律であり、事業カテゴリに応じた規制を設けています。

「外国企業」の定義

以下に該当する企業は、外国企業と見なされます。

1. 他国の法律で設立された法人で、タイで許可を得て登録された会社（タイに設置された海外企業の支店、駐在員事務所、出張所もこれに該当する）
2. 外国籍の個人又は法人が50%以上の株式を保有するタイ法において設立された会社

外国人事業法は、外国企業に対し、禁止または制限される事業カテゴリを三つに分類しています。

1. リスト1の活動：「特別な理由により外国人による営業が許可されない事業」とされ、外国企業は従事できません。
2. リスト2の活動：「国家安全または保障に関わる事業、芸術・文化、伝統工芸・民芸・自然資源・環境に影響する活動」とされ、外国企業は内閣の事前承認取得後に従事可能です。
3. リスト3の活動：「タイ国民が外国人との競合に準備ができていない事業」とされ、外国企業は事業開始前に外国人事業ライセンス（FBL）を申請し取得する必要があります。

BOI投資奨励が適用される企業は、仮に上記の規制事業に該当する場合でも、比較的容易に当該BOI奨励事業に関する外国人事業証（Foreign Business Certificate）を取得することができ、特定事業に従事することができます。

外国為替管理法

外国通貨

外国通貨は制限なしにタイに送金・持込が可能である一方、一部の例外を除き、海外から外貨を受け取った場合、当該外貨を360日以内にタイバーツ（THB）に交換するか認可金融機関の外国通貨口座に預金することが義務付けられています。また、外国通貨の購入、売却、預入、引出等の個々の外国為替取引について認定された商業銀行に報告しなければなりません。

タイ中央銀行は、2019年11月8日より、海外送金に関する規制緩和を行いました。外国への移住、または外国に住む親族への送金を希望する個人は、自由に送金を行うことができます。送金目的が外国の不動産購入であった場合は、年間50百万米ドル相当額まで外国に送金することが可能です。さらに、20万米ドル相当額までの外国への送金の必要書類を簡略化しました。しかしながら、タイ中央銀行の許可が必要となる一般規則に対する例外もまだ数多く残っています。

外国人投資規制

タイ通貨

タイバーツ（THB）のタイへの持ち込み金額に制限はありません。一方で持ち出しについては、ベトナムなどタイの隣接諸国へ渡航する者は2百万バーツまで、その他国へは5万バーツまで無許可で行うことが可能です。しかしながら、45万バーツまたは15,000米ドル相当額以上のタイのへ持ち込み又はタイから持ち出しする場合は、タイ入出国する前にタイ税関に申告しなればなりません。

外国通貨取引は全て、商業銀行及び認可ノンバンク（例：認可両替商、認可振替業者、認可会社等、財務省から外国通貨取引ライセンスを与えられた事業者）を通じて実行される必要があります。上記被許諾者を通じない取引は、ケースバイケースで管轄官の承認を得て実施される必要が生じます。

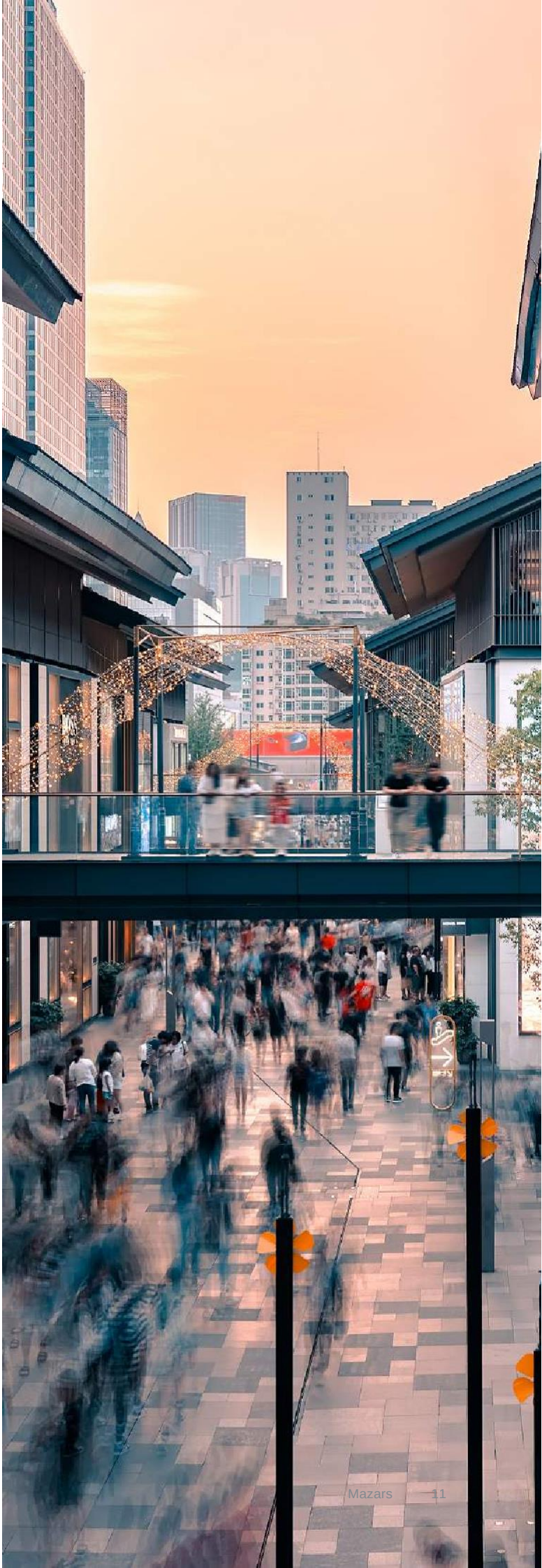

投資奨励政策

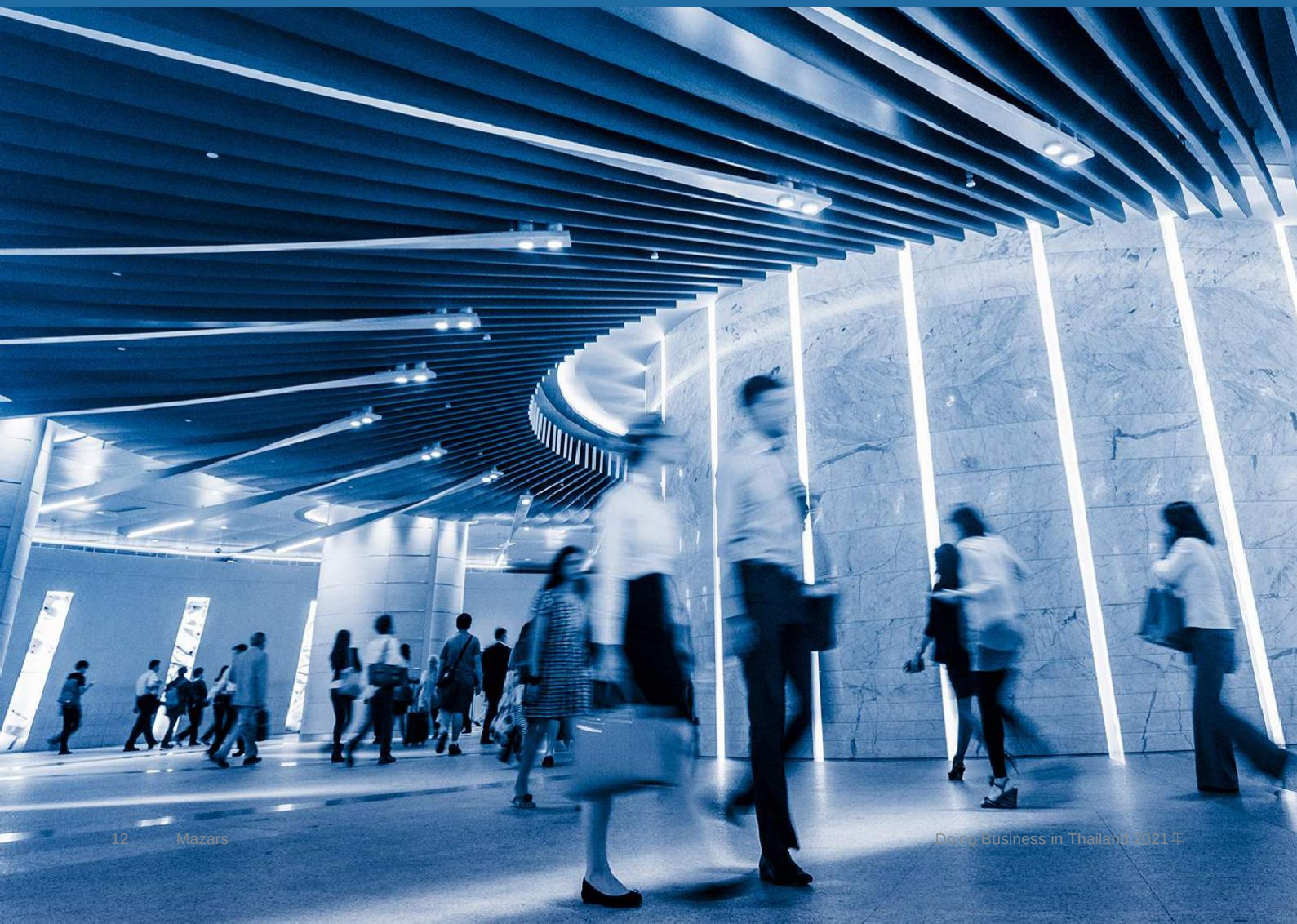

投資奨励政策

タイ政府は、外資企業による投資促進のためにいくつかの投資奨励制度を設けています。2018年下期には、新たに注目すべき投資奨励策として「東部経済回廊(EEC)」及び「国際ビジネスセンター(IBC)」制度が開始されています。

投資委員会（BOI）の新投資奨励制度

2015年よりタイ投資委員会（BOI）は新投資奨励制度を導入しました。この新投資奨励制度は、タイの現状により即した投資奨励を行い、さらにタイ経済を発達させることを目的としており、この中で旧制度上の『ゾーン制』は削除され、高度な技術を必要としない事業向けの投資奨励は削除、または縮小されることとなりました。また、新制度では、BOIは以下の点に重点を置いているとされています。

1. タイ国の競争力を向上させるべく、研究開発促進、イノベーションを生み出し、農業・産業・サービス業の価値の向上、中小企業促進、公正的な競争、社会的及び経済的の不平等減少により投資を促進する。
2. 持続的かつバランスのとれた成長の為、環境に優しく、省エネルギー若しくは再生可能エネルギーを使う事業を促進する。
3. バリューチェーンの強化と地域の能力に一致したクラスター（Cluster）を促進する。
4. 南部国境県内で安定的な地方経済を作る為、域内での投資を促進する。
5. 隣国と経済的に繋がり、アセアン経済共同体（AEC)をサポートするため、工場団地内及び工場団地外、特に国境地帯の特別経済開発区での投資を促進する。
6. 世界舞台でタイの役割を増加し、競争力を向上させる為、タイからの対外投資を促進する。

この新投資奨励制度では、業種別による恩典とメリットによる恩典を提供することで投資奨励を受ける企業が、タイでより多くの価値を創造できることを目的としています。

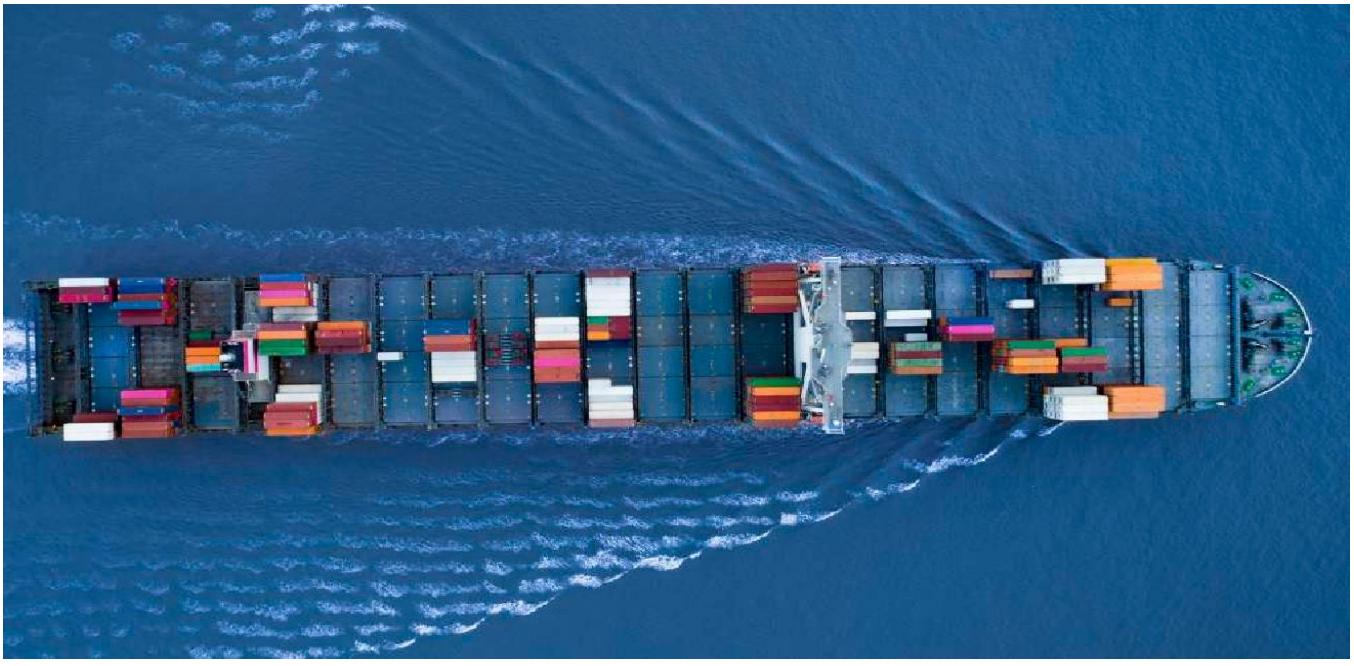

投資奨励政策

業種別による恩典

「7カ年投資促進戦略(2015年-2021年)」に基づき、BOIは6つの業種カテゴリごとの投資奨励インセンティブを提供しています。概要は下記の通りです。

投資奨励対象産業	投資恩典
A1: タイの競争力を高める研究開発やデザインに注力した知的産業	• 上限無しで8年間法人税免除 • 機械・原材料の輸入関税免除 • 非税制恩典の付与
A2: タイの発展に資するインフラ産業。及び、タイに現在存在しない、あるいは希少な投資を伴う、高度な技術を使用する高付加価値産業	• 上限有りで8年間法人税免除 • 機械・原材料の輸入関税免除 • 非税制恩典の付与
A3: タイの発展に寄与する高度な技術を使用する産業で、タイにすでに既存の投資がいくつか存在する産業	• 5年間法人税免除 • 機械・原材料の輸入関税免除 • 非税制恩典の付与
A4: A1 – A3の区分に比して低度の技術を使用する、タイ国内資源及びサプライチェーンに付加価値をもたらす産業	• 3年間法人税免除 • 機械・原材料の輸入関税免除 • 非税制恩典の付与
B1-B2: 高度な技術は使用しないものの、タイのサプライチェーン上重要な補助的産業	• 機械の輸入関税免除（事業内容によりB1のグループが決定されます） • 機械・原材料の輸入関税免除（事業内容によりB1-B2のグループが決定されます） • 非税制恩典（事業内容によりB1-B2のグループが決定されます）

投資奨励政策

メリット*による恩典

（※タイにもたらすメリットに応じたインセンティブという意味合いです）

1. 競争力向上のメリット

当初３年間の収入に対する投資額の比率に応じて、追加の法人所得税免税インセンティブが付与されます。

当初3年間の収入に対する投資額の比率 又は投資額	投資恩典
1%以上、又は投資額が2億バーツ以上	法人税免除期間1年延長
2%以上、又は投資額が4億バーツ以上	法人税免除期間2年延長
3%以上、又は投資額が6億バーツ以上	法人税免除期間3年延長

本制度の対象となる投資及び費用の種類は以下の通りであり、それぞれの費目ごとに下記限度額を上限として法人税が免除されます。

当初3年における収入額との比率	限度額
1. 技術・イノベーションの研究開発: 自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発	300%
2. 委員会が同意する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、国内にある研究開発機関および科学技術分野の政府機関への寄付	100%
3. 国内で開発された技術の知的所有権の購入とライセンス料 4. 高度な技術訓練 5. タイ国籍者が登録新本金の 51%以上の株式を保有している国内の原材料・部品メーカー（Local Supplier）の開発:高度な技術訓練および技術支援 6. BOI製品およびパッケージのデザイン:自社、または委員会が同意する国内における他社への業務委託	200%

2. 地方分散へのメリット

一人当たりの国民所得の低い20県（カーラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリーラム、プレー、マハーサーラカーム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、サコンナコーン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノーンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アムナートチャルーン）にプロジェクトが立地する場合、以下の投資奨励恩典を受けることができます。

投資奨励政策

- 法人税免税期間の延長
- グループA1又はA2に該当するプロジェクトについては、法人税免除期間満了後さらに5年間の法人税減免
- 運送費、電気代、水道代の10年間の200%損金算入（奨励対象収入発生日より10年間）
- 設備設置・建設に関する費用の25%追加損金算入

3. 産業地区開発へのメリット
   工場団地又は奨励対象工業地区に立地する場合、法人税免除期間の追加（1年間）が受けられます。
4. その他の投資進励特別措置
   - タイ南部国境県での産業育成のための投資奨励
   - タイ南部国境県の工業団地向け、または産業クラスターでのプロジェクトに対する投資奨励
   - 特別経済区の投資促進政策
   - 鉄道産業への投資奨励

「東部経済回廊(EEC)」投資奨励策

投資奨励法に基づき、投資委員会 (BOI)は2020年1月15日に告知第2/2020号を発表し、チャチュンサオ県、チョンブリー県、ラヨーン県にまたがる東部経済回廊（EEC）エリアで事業を行う民間投資家に対する投資奨励を定めました。

税制優遇の対象となる事業は、下記の5つに分類されます。

1. タイの国際競争力強化に寄与するR&D及び設計等のナレッジベースの事業 (A1);
2. タイの発展に寄与するインフラ事業、又はタイでの利用・投資されていない先端技術を活用し、高い付加価値を創造する事業 (A2);
3. タイの発展に寄与し、タイで導入されているが未だ利用・投資規模の大きくない重要な先端技術を活用した事業(A3);
4. バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材技術、デジタルテクノロジー等のターゲット技術の発展に寄与する事業 (Section 8);
5. ターゲット技術の発展に寄与し、以下のBOI事業カテゴリの要件を満たす事業 (“Activities combining with Section 8”)。
   - 5.6 - 電気製品の製造 (The manufacture of electrical products)
   - 7.11 - 研究開発 (Research and development)
   - 7.13 - エンジニアリング・デザイン (Engineering design)
   - 7.14 - 理化学研究所 (Scientific laboratories)
   - 7.15 - 校正サービス (Calibration services)
   - 7.19.1 - 職業訓練センタ (Vocational training centres)

“Activities combining with Section 8” においては、さらに対象事業における人材育成と所在地に基づきさらなる追加的税制優遇を享受できます。

1. 教育機関、またはBOI認定機関と協力した科学技術に関する人材育成プログラムを有すること。例えば、相互の人材流動化、職業統合型学習、企業内実務と教育機関の統合プログラムによる職業訓練等があります。
2. チャチュンサオ県、チョンブリー県、ラヨーン県か、下記の特定ゾーンのいずれかで事業を行うこと。

   A. 特定事業に対する奨励地域 (“Zone A”)
   - 東部空港隣接都市 Eastern Airport City (“EECa”)
   - イノベーション東部経済回廊 The Eastern Economic Corridor of Innovation (“EECi”)
   - デジタルパークタイランド Digital Park Thailand (“EECd”)
   - パタヤのタマサート大学の医療ハブThe Medical Hub of Thammasat University in Pattaya (“EECmd”)

投資奨励政策

B. BOI指定の工場団地 (“Zone B”)

EECに投資する認定された投資家に提供される税制優遇策の概要は下表の通りです。

BOI恩典上の事業カテゴリ	**基本税制優遇**	追加的税制優遇策		
		人材育成プログラム条件を満たす場合	所在地条件を満たす場合	
			Zone A	Zone B
A1, A2	法人税免税8年間	追加で3年間の法人税50%減免	追加で2年間の法人税50%減免	-
A3	法人税免税5年間	追加で3年間の法人税50%減免	追加で2年間の法人税50%減免	追加で1年間の法人税免税
Section 8*	法人税免税10年間	追加で2年間の法人税免税	追加で1年間の法人税免税	追加で1年間の法人税免税

* Section 8・・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材技術、デジタルテクノロジー等のターゲット技術の発展に寄与する事業。

注記:
現在のところ、上記投資優遇を享受するためには2020年1月2日から2021年12月30日のBOI最終営業日までに申請書を提出しなければなりません。ただしZone A優遇には提出期限はありません。

投資奨励政策

BOI投資奨励の認可基準

BOI投資奨励を享受するためには事前にBOI認可を受ける必要があります。認可基準の概要は以下の通りです。

1. 農業、工業及びサービス事業分野に共通の認可要件
   - 収入の20%以上付加価値があること（農業、電子製品及び電子部品、コイルセンターの場合は、10%以上付加価値があること）
   - 近代的な生産方法を有すること
   - 1,000万バーツ以上の投資（土地代と運転資金を除く）規模の場合、操業開始後2年以内にISO 9000またはISO 14000もしくはそれに相当する国際基準の認定を受けること（これが実行できない場合、法人税の免除期間を1年間短縮する）
   - コンセッション事業及び民営化事業については、投資委員会は仏暦2541年（1998年）5月25日及び仏暦2547年（2003年）11月30日の閣議に従った検討方針に基づくものとする

BOI事業における輸入される機械の利用要件は以下の通りです。

機械の条件	事業での使用可否	BOI認可条件として求められる設備投資金額への算入	輸入関税の免除
新品の機械	✓	✓	✓
タイ国外より輸入され、製造年から輸入まで5年を超過しない機械	✓	✓	−
タイ国外より輸入され、で製造年より輸まで5年以上10年未満の金属プレス機	✓	✓	−

※信頼できる第三者の機関から、機械性能、価格評価、環境への影響、及びエネルギー消費量の証明書を取得すること。また、上記要件を満たさない中古機械及び国内で調達する中古機械はBOI事業では利用できません。

2. 環境保護基準
   - 効率よく且つ十分な環境汚染防止及び影響軽減の措置及び計画を持つこと。BOIは、環境に重大な影響を与えると判断する場合、他の条件が充足されていても投資奨励を認可しない。
   - 一定の事業カテゴリ又は一定の規模を有する事業は事前に環境影響評価（EIA）を行い、環境法また関連規則に従うこと。
   - ラヨン県に立地するプロジェクトは、投資委員会事務局布告第Por.1/2554「ラヨン県における産業促進方針」（2011年5月2日付）に従うこと

投資奨励政策

3. その他の認可基準
    - 最低設備投資金額を100万バーツとする（土地代および運転資金を除く）。電子設計、ソフトウェア、研究開発、といったナレッジベースのサービス業は、委員会が指定する分野に働く人材の年間人件費の150万バーツを支出すること。
    - 新規事業の場合は負債：自己資本が3：1を超えないこと。事業拡大の場合は適切に応じて検討
    - 投資金額が7億5千万バーツ（土地代と運転資金を除く）以上の場合、投資奨励申請に当たっては可能性調査（Feasibility Study）の報告を行わなければならない。

国際ビジネスセンター (IBC)

タイでは、国際地域統括拠点や貿易拠点に対する税制優遇として、ROHスキーム1、ROHスキーム2、IHQスキーム、ITCスキームを有していました。しかしながら、2017年にタイがOECDのBEPS(税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み)に参加し、有害税制」として指定を受けたことから、それらの既存の優遇措置を廃止し、2018年より新たに国際ビジネスセンター(International Business Centre ,IBC)スキームを設定しました。

IBCは、タイもしくは外国にある関連会社に統括サービス、技術サービス、支援サービス、財務センターサービスを提供する事業、または国際貿易事業を行うタイの法律に則り設立された会社と定義されます。

IBCの税制優遇の概要は以下の通りです。

1. タイ国内での経費支出額に応じて、タイ国内及び国外の関連会社からのサービス収入及びロイヤリティ収入に関わる利益に対して法人税率が以下の通り減免されます。
    - 年間経費支出額 60百万バーツ以上：法人税率8%
    - 年間経費支出額 300百万バーツ以上：法人税率5%
    - 年間経費支出額 600百万バーツ以上：法人税率3%
2. タイ国内及び国外の関連会社から支払われる配当金に対する源泉徴収税の免除
3. タイ国内及び国外の関連会社への財務センターサービス収入に対する特定事業税の免税
4. IBCに勤務する駐在員の個人所得税は15%の固定税率となります。（通常は最大35%の累進課税）
5. IBCがタイ国外の関連会社より受領する配当及び金利は、IBCのタイ法人税上の益金不算入とすることができます。

IBCの税制優遇は、以下の条件を満たし、かつ歳入局より事前の認定を受けることにより利用可能となります。

1. タイの法律に基づき設立された法人で、優遇適用する会計期間末の払込済資本金が10百万バーツ以上であること。
2. IBCのタイ国内で支払われる年間経費が60百万バーツ以上であること。但し、既存のROHまたはIHQがIBCに変わった場合、この条件は免除されます。
3. IBC事業に関わる従業員が10人以上であること（財務センターサービスの場合は5人以上）。

タイ工業団地公社法

工業省下の国営企業としてタイ工業団地公社（IEAT）は、様々な産業の工場を秩序良く組織立てて一カ所にまとめる工業団地の開発の責任を負っています。工業団地を主要な実施ツールとして、IEATは監督機構としての役割も担っており、タイ国内における工業開発の地方分散を促進している。工業団地は一般工業ゾーン（GIZ）とIEATフリーゾーン（FZ）の二つのゾーンに分かます。

投資奨励政策

一般工業ゾーン（GIZ）への投資

GIZへの投資家には以下の機会、選択、特権が提供されます。

1. GIZでのサービス業運営認可

   IEATがGIZでの業務運営者に対し輸送、倉庫保管、訓練センター、診療所など生産業に必須な包括的サービスを提供しています。

2. GIZでの業務に対する税制上以外の特権

   - 工業団地における土地所有権
   - 外国人労働者、その配偶者または扶養家族の受け入れ権利
   - 外国送金の権利

IEATフリーゾーン（FZ）への投資

タイ工業団地公社法の最新版では、FZへの投資家には以下の追加特権が認められています。

1. FZでの運営者には無制限製品輸出の特権が与えられ、さらに商品または原材料のFZへの輸入も許可されている。
2. FZに持ち込まれる消耗品に対する優遇税制・関税特権
   - 国内使用・消費目的でFZから持ち出される製品に対する優遇税制。上記規定とは対照的に国内生産による物品または原材料コンポーネントは非課税・非関税となる
   - FZでの運営者には、以下を含む先のタイ工業団地公社法規定の特権が付与される
     - 輸出入税・関税免除、VAT免除、機械・設備・コンポーネント・原材料・消耗品に対する物品税免除を含む優遇課税
     - 土地所有権、技術者(配偶者,扶養家族)の受け入れ、外国通貨の本国送金の権利から成る一般的特権

石油法

タイの天然資源開発促進のため、石油法及びタイ石油収益税法により、石油資源調査・探査・生産に対し以下のような特別優遇策が提供されています。

1. 輸入関税 - 切削・油田開発業者の事業展開上必要な輸入機械・予備部品・原材料に対する関税免除
2. 土地所有権 - 事業者は運営のための土地を所有可能
3. 移民 - 外国人専門家、技師、請負人、その扶養家族に対する労働許可書及びビザ規制の緩和
4. その他奨励策 - 政府による石油輸出の無制限許可（特に例外の場合を除く）。民間産業活動を国営化しないことの保証

その他法人税優遇制度

研究開発（R&D）

法人所得税法のR&Dに関する規定により、一定の民間または政府関連機関へ支払った科学技術R&D費用につき、法人所得計算上、支払額の200%まで所得控除することが可能です。また、R&D活動のために取得された資産は、取得時に40%の加速償却が可能です。

従業員向け教育研修

勅令第437号により、会社又はパートナーシップは、一定の社外研修機関や社内研修から発生した費用につき、法人所得税計算上、支払額の200%まで所得控除することが可能です。

事業主体の法的形態

事業主体の法的形態

タイで事業を行うための法的形態には以下のようなものがあります：パートナーシップ（Partnership）、株式会社（Limited companies）ジョイントベンチャー（Joint ventures）、その他

パートナーシップ

タイにおけるパートナーシップは、構成員の負う責任範囲により三種類に分けられます。

1. 無登記普通パートナーシップ（Unregistered ordinary partnerships）は、パートナーシップの全ての義務を連帯的かつ全面的に負う構成員（パートナー）から構成され、法人ではなく税務的には個人と見なされます。
2. 普通パートナーシップ（Registered ordinary partnerships）は、商業登記された法人です。パートナーとは別箇の法主体と認識され、法人として課税されます。
3. 有限パートナーシップ（Limited partnerships）は、一人以上のパートナーから構成されるパートナーシップです。個人の責任が拠出した資本金額の範囲に制限される『有限責任パートナー』と、パートナーシップの全ての義務に対し制限なく連帯的責任を負う『無限責任パートナー』により構成されます。有限パートナーシップは登記が義務付けられ、法人として課税されます。

株式会社

株式会社は、民商法典規定の『非公開株式会社』（Private limited company）と、公開株式会社法規定の『公開株式会社』（Public limited company）の二種類があります。

非公開株式会社

タイの非公開株式会社は、他国における一般的な株式会社とほぼ同様の形態をとっており、基本登記書類である基本定款及び付属定款の登録により設立されます。

公開株式会社

公開株式会社の設立手続は、基本的には非公開株式会社と同様です。一方で、公開株式会社は、目論見書等、証券取引委員会（SEC）承認及びその他条件の順守を条件として、株式・社債・ワラントの公開及びタイ証券取引所（SET）での株式上場が可能です。

事業主体の法的形態

非公開株式会社及び公開株式会社設立上の要件は以下の通りです。

	非公開株式会社	公開株式会社
発起人の最低人数	3	15
株主の最低人数	3	15
取締役の最低人数	1	5
目論見書による株式公募	不可	可*
目論見書による社債公募	可*	可*
設立登記手数料	5,500 バーツ	2,000-300,000 バーツ

※SEC承認を条件とします。

取締役の任命

会社は、少なくとも取締役一名を置く必要があります。非公開株式会社の取締役人数は、タイ法では指定されておらず、株主総会で決定することになっています（結果として最低一名）。また、取締役は、株主総会でのみ指名または解任することができます。なお、公開株式会社では取締役は少なくとも五人、その内三人はタイ国民である必要があります。

取締役は、タイ法に基づく株主からの株式代金の払込確認、及び会社からの配当または金利の正当な支払実施に対し連帯的責任を負います。同様に、会計帳簿及び証憑類の保持、及び株主総会決議の実施に対する法的責任を負います。

ジョイントベンチャー (Joint Venture)

ジョイントベンチャーは、一般慣行に基づき、事業を実施する目的に基づき個人間（タイ人／非タイ人問わず）で契約を締結することにより組成された一種の法人格であると説明されます。タイ民商法典上の法人ではありませんが、法人所得税の税務申告上は、登録により1つの課税法人として取り扱われます。

その他の法人形態

支店

外国企業は、支店を通じて一定の事業をタイで行うことが可能です。支店は当該支店の事業に関する会計帳簿を作成する義務があります。外国企業が支店を通じてタイ国内で獲得する収益はタイ法人税の対象となります。

支店の事業ライセンス認可条件として、300万タイバーツ又は3年間の事業経費予算の25%のいずれか多い金額以上の資本金がタイに持ち込まれることが求められます。実務上、建設プロジェクトオフィスや、銀行等の金融機関以外の設置が認められるケースは少ないのが現状となっています。

事業主体の法的形態

駐在員事務所

外国企業は、タイに駐在員事務所を設立して、以下の「収益獲得を目的としない事業」を実施できます。

1. 本社のための財またはサービスのタイにおける調達
2. 本社がタイで購入する商品の品質検査・管理
3. 本社が直接販売した製品に関する現地販売業者または消費者へのアドバイス
4. 本社の新製品、サービスに関する広報活動
5. タイの市場調査及び本社へのレポーティング

駐在員を招聘する場合、最低300万タイバーツの資本金送金が必要です。

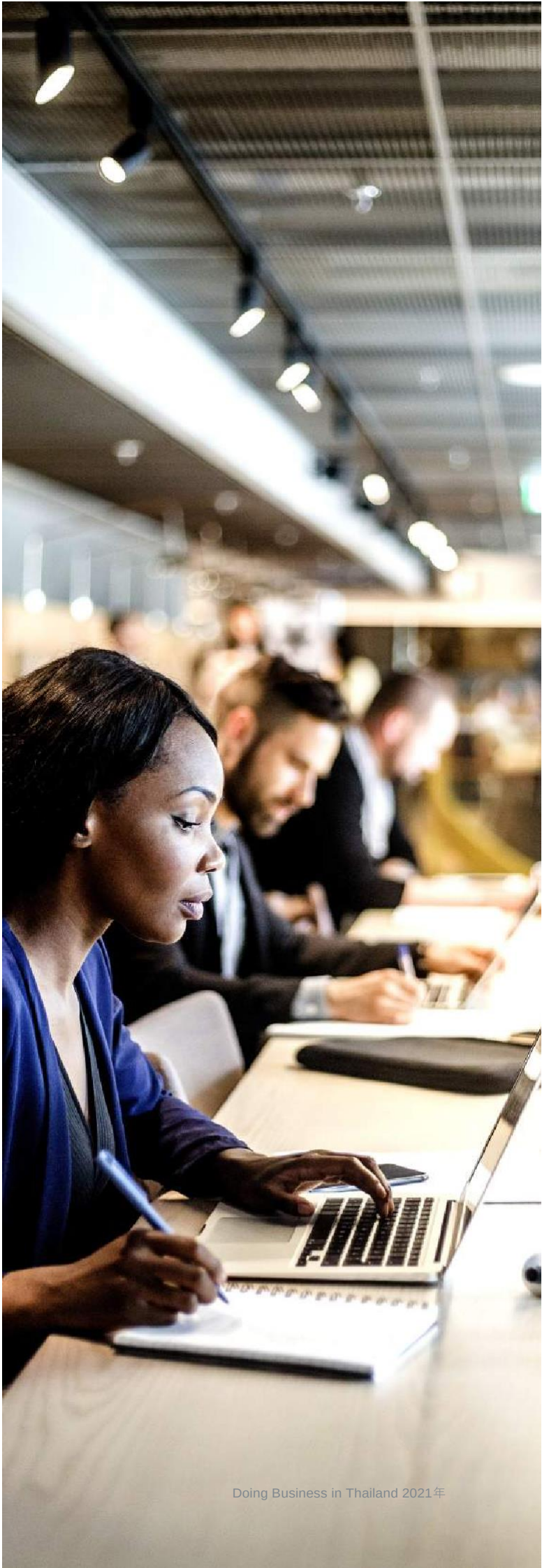

事業組織の設立と運営

事業組織の設立と運営

会社設立手続

株式会社

大まかに、以下のステップを踏みます。

1. タイ商業登記局での商号予約
2. 基本定款（商号、住所、事業目的、発起人、株式割当数、授権資本情報等の基本情報）の登記
3. 創立総会の開催及び以下の事項に関する決議
    - 付属定款の承認
    - 取締役の選任
    - 発起人の取引・費用の承認
    - 会計監査人の任命
4. 取締役によるタイ商業登記局への会社設立登記

資本金が500万バーツ以上の会社は、設立登記日から15日以内に、商務省に銀行の預金残高証明を提出することが求められます。

支店

支店としてタイで事業を営むことを望む外国企業は、商務省審査の上、外国人事業ライセンス（FBL）を取得する必要があります。但し、政府機関とのサービス提供契約を締結している場合はFBL取得が免除されます。

駐在員事務所

商務省に設立届出を提出し税務ID申請を行えば、原則書類上の審査のみで駐在員事務所の設立可能です。

株式公募（公開会社）

新規発行株式の公募を行う場合は、企業は証券取引法B.E.2535に基づきSEC委員会発行の規制に準拠した上で、証券委員会（SEC）の承認を得る必要があります。ただし、既に保有者の存在する発行済株式の販売を行う場合は、当該企業が当該株式の公募前に関連情報をSECに公開することを条件に、SECの別途許可は必要ないとされています。

株式公募前に、通常発行体である企業又は現保有株主は、投資家への情報提供を目的として、登録届出書及び事業内容説明書草案をSECに提出することを求められます。

事業組織の設立と運営

税務登録

13桁のタイ登記番号を保有しない法人は、タイでの所得発生時から60日以内にタイ歳入局からTAX-ID番号を取得する必要があります。（なお、登記番号を有している法人は、当該登記番号をTAX-IDとして利用することができます。）

年間売上が180万バーツを超える事業者は全て、特別に免除された場合を除き、年間売上が当該金額を超えた時点から30日以内にVAT登録を行う必要があります。また、VAT登録は、タイ歳入局所定の条件を満たす場合、事業開始日前に申請することも可能です。

工場操業認可

工場法B.E.2535（1992年）は工場を以下の三つに分類しています。

グループ 1 – 認可なしで即時事業を開始できる工場.

グループ 2 – 事業開始について監督庁への事前通知のみが義務付けられ、事業者は当通知の受領書の取得のみで操業開始できる工場

グループ 3 – 工場設立前に工場認可の申請が義務付けられた工場

グループ3の工場について、事業者は工場設立前に工場認可を工業省産業課から取得しなければならず、工場設立後も、工場の試験操業開始日の少なくとも15日前まで、及び再度生産開始日の15日前までに管轄官庁への通知を行う必要があります。

工場認可は、有効期限が定められておらず、操業停止まで有効です。また、毎年一定の認可手数料を政府に支払う義務があります。

工場の拡大、その他工場への機材移動、工場用地の移動、及び工場操業権の移転・賃貸・譲渡・売買には工業省からの事前承認が必要とされています。

監査と会計基準

法人（例：株式会社、パートナーシップ、支店、駐在員事務所、ジョイントベンチャー）の財務諸表は、毎会計年度においてタイ会計基準に基づき作成の上、タイ公認会計士により監査を受け、会計年度末から4カ月以内に株主総会にて承認されなければなりません。また、当該監査済財務諸表は事業開発局（当該株主総会後1カ月以内）及び歳入局（会計年度末後150日以内）への提出も義務付けられています。

また、タイ証券取引所またはタイ証券取引所MAI市場（Market for Alternative Investment）に上場されている企業は、四半期ごとにタイ公認会計士による財務諸表レビューを受ける必要があります。

外国人株主

タイ企業の株主は原則どの国の国籍でも良いとされていますが、外国人事業法（1991年）規定の通り、外国人所有率が制限されている事業種類もあります。

労働法

タイ労働法は、労働保護福祉局の監督下にあり、最長勤務時間、休日、傷病休暇、最低賃金、退職金等の労働条件を規定しています。雇用者は同法に従い労働者管理指針（例：従業員募集時の手続、解雇規定、従業員の異動・転籍等）の決定を行う必要があります。

最長勤務時間は、一日8時間、又は一週間48時間（例外として、法令上危険と見做される業務の場合は一日7時間、又は一週間42時間）と定められ、これを超える勤務に対しては残業代として通常時間賃金の1.5～3倍を支払う必要があります（従業員が残業代の支給対象である場合）。

従業員は、最低一年に13日の祝祭日、及び勤続一年後以降は6日の有給休暇取得の権利を有します。また、年間30日間まで有給の傷病休暇を取得することができる一方、傷病休暇が連続3日以上の場合は、雇用者は医師の診断書の提出を求めることができます。また、従業員は、年間3日の有給でのビジネス・リーブ（公官庁への手続きや出頭目的の休暇）の権利があります。

事業組織の設立と運営

女性従業員は、一回の妊娠ごとに有給45日を含む産休98日が与えられます。産休には定期健診受診のための休暇を含みます。

2020年1月より、バンコク及びその近隣地域の最低日額賃金は331バーツ、プーケット県とチョンブリー県では336バーツ、ラヨン県では335日、ナラティワート県、パッタニー県、ヤーラー県では313バーツと設定されました。これに合わせて、歳入局に提出される月次個人所得の源泉徴収申告書 (様式PND.1) 及び社会保険事務局に提出される様式SPS.1-10にリストアップされたタイ人スタッフの最低月給額も会社の登記住所に基づき変更しなければなりません(例えば、バンコクの事務所スタッフの最低賃金は9,750バーツから9,930バーツに上昇です)。

従業員の雇用と転勤

タイでは、タイ国内外の人材紹介サービス会社が活発に活動しており、各種印刷媒体上での求人広告もしばしば見られます。求人にあたっては、応募者の年齢、性別などの条件を指定することができ、個人的に困難な状況に置くことを意図した人事でないことを条件に、事業者は社員をその他の勤務地に移動すること（合理的な理由なく従業員が転勤を拒否する場合は、法的な解雇事由になり得ます）もできます。

社会保険

社会保険法は、全従業員に対し月給の5%（最大750バーツ）を毎月社会保険料として拠出することを義務付けており、社会保険加入済の従業員は、事故、病気、障害、死亡（職務履行の結果で無い場合）、出産、児童福祉、退職、失業についての補償請求が可能です。

解雇補償金

タイでは雇用契約解消時の社員へ『解雇補償金』を支払うことが法令上義務付けられており、雇用期間や退職時の月給によって支払額が変動します。なお事業状況により人員削減が必要な場合は、法令で求められている最低水準以下にならない範囲であれば、企業はその方針を自由に決定できます。また、タイでは雇用期間が短い人間から解雇をしなければならない、といったルールはありません。

解雇補償金は、勤務期間120日以上の場合に退職時の賃金30日分、最大で勤続20年以上の従業員に退職時の賃金400日分が支払われます。

労働災害補償

労働災害補償法は、就業中の従業員の怪我、病気、死亡に対し法規の割合による補償金を支給することを規定しており、一般的に補償額は月給の60%（最低2,000バーツ、最大9,000バーツ）となっています。また、医療費実費・必要額は通常の場合35,000バーツ、重傷の場合50,000バーツまで支払われます。

就労規則

労働者を10人以上雇用する場合、就業規則を制定する必要があります。就労規則には、労働条件、休暇、規律、苦情申し立て、解雇に関する内容を含んでいることが義務付けられています。

知的財産所有権保護

著作権

著作権法は、コンピュータプログラム、脚本・芸術・音楽作品、映像音声作品、映像・記録作品、普及した映像・音楽、その他文学・科学・美術作品を含む作品を保護するものです。

著作権は、以下を条件として作品制作者に帰属するものとされています。

1. 未出版作品の場合、作者が、タイ国籍者、タイ在住者、タイが加盟する著作権保護条約の加盟国の国籍者か在住者であり、当該在住者が、在住の常時またはほとんどの時間を当該作品の制作に費やしたこと。
2. 出版済作品の場合、初回出版がタイまたは著作権保護条約加盟国でなされたこと。また、初回出版がタイまたは著作権保護条約加盟国でない国で行われた場合、当作品は初回出版から30日以内にタイまたは著作権保護条約加盟国で出版された、または、初回出版時において著作者が上記資格を有していたこと。

事業組織の設立と運営

著作権は、著作者が個人の場合、生存期間とその後50年間有効です。また、著作者が法人の場合、通常は著作から50年間、芸術作品の著作権の場合は25年間有効です。

また、下記の者に対しては、著作権保護法に基づく著作権は適用されません。

1. 本来、ニュース記事でしかない日報及び事実
2. 憲法及び法律
3. 国家または地方管轄区の省、局、部署、その他機関の声明、命令、規制
4. 判例、命令、ルーリング、公文書
5. 上記の翻訳及び収集物で政府機関または地方管轄区の作成によるもの

タイは、文学及び芸術作品保護法のベルヌ条約の加盟国であるため、ベルヌ条約加盟国で登録された一定の著作権はタイにおいても効力を有します。

商標権

タイの商標法は、商標登録及び保護について規定しており、当法律上商標は、『商品が商標の所有者に属することを表示する目的で商品に使用されるシンボル』として定義されています。商標法はサービスマーク、サービス名、団体商標、保証マーク、商号の保護も規定しており、商標は、特色があり、かつ、他者が登録したものと同一または同様であってはならないとされています。

商標登録は、商標の所有者または代理人により実施され、登録申請は、所有者または代理人が署名した公式書面を商標庁に提出することでなされます。申請が承認されると、当登録は官報に掲載され、この公表に対して異議の申し立てがない場合、所有者は登録認可の製品全てに対し登録商標を使用する独占権を得ることになります。

商標登録は、申請日から10年間有効で、一回につき10年毎に制限なく更新することが可能です。また、登録商標の更新は、失効日の90日前までに実施する必要があります。

特許権

タイにおける特許法の保護対象は、発明・製品デザイン・医薬品となっています。また、タイは多くの諸外国と二国間合意を締結し、当該外国民がタイで特許申請を行うことも認めています。一方で、工業所有権保護のパリ条約、その他相互特許保護の国際条約にはタイは調印していません。特許法上、発明特許は20年間、デザイン特許は10年間有効です。

発明による特許を取得するためには、以下の条件を満たす必要があります。

1. 新案であること
2. 独創的な段階を踏んでいること
3. ある種の生産活動にて製作または使用できること

広く普及している特許である場合、あるいはタイでの申請日より前に特許登録済みの場合は申請できません。また以下は、タイでは特許の対象となりません。

1. 微生物及びその他自然に存在するその構成要素（例：動物、植物、動物・植物の抽出物等）
2. 科学的・数学法則または理論
3. コンピュータプログラム
4. 人・動物の病気の診断、治療及び看護方法
5. 公序、道徳、公衆衛生、福祉に反する発明

法人税

法人税

タイの主要税法は1938年歳入法となり、直接税（法人税、個人所得税、石油所得税）及び間接税（付加価値税 (VAT)、物品税、関税、印紙税、特別事業税）の二種類に大別されます。

一般的に、タイの所得税は申告納税方式を取っているため、申告された納税額は正しいものと仮定される一方、歳入局は税務内容及び納税者の会計記録を監査する権利を有します。また、VATは物品・サービスの消費時（輸入時含む）に課税されます。

法人所得税

法人所得税（Corporate Income Tax: CIT）は、直接税に大別され、タイの法律に基づき設立された法人、又は、外国の法律に基づき設立された法人がタイで事業活動を行うまたはタイに起因する一定種類の所得を得る場合に課税されます。

「法人」(企業)とは、タイで操業する法的会社またはパートナーシップを指し、タイで設立された会社は、国内及び海外源泉の収益が法人所得税の課税対象となります。また、この定義には、合弁会社及び外国政府・その代理機関・その他外国法に基づき設立された法人による貿易または収益目的の活動も含みます。

課税対象

法人所得税は、タイ法人及び外国法人に課税されます。タイ法人とは、タイで設立された法人を指し、タイ法人は、タイにおいて各会計年度（12カ月）において全世界所得に対して課税されます。

外国法人とは、外国法に基づき設立された会社を指します。一般的に、外国法人はタイに事務所、支店、その他事業所を持つ場合、またはタイで事業を営む従業員、代理店、代表者を持つ場合、タイ国内で事業を営むものと見なされます。タイで操業する外国企業は、各会計年度においてタイで実施された事業に由来するか発生する利益について法人税の対象となります。

外国企業がタイ国内で発生した利益を海外送金する場合、送金額に対する10%が課税されます。この場合の『利益』とは、収益から蓄えられた金額及び利益と見なされる金額が基礎となります。

タイ国内で事業活動を行わないものの、サービス料、金利、配当、賃料、専門家報酬といった一定の収入をタイ国内から得る外国企業は、受領総額について法人税の対象となり得る場合があります。この対象となる場合、受領総額に別掲の料率（源泉徴収税率-非居住者国への支払）を掛けあわせた額を源泉税として、対価を支払う個人又は企業が対価から控除する形式として徴収されます。国際的運輸に従事する外国企業の対価についても源泉税の課税対象となります。

会計年度及び申告期限

会計年度は、1月1日～12月31日までの12カ月として設定されることが一般的です。但し、任意の12か月間として会計年度を設定することも可能です。

法人税額の課税所得計算

タイで事業を運営する企業の法人税は、発生主義ベースでの純利益に基づき計算されます。企業は会計年度内に実施された事業から獲得した収益の全額を対象とし、歳入法規定の条件に基づき費用を差し引くことができます。

法人税率

1. 2016年1月1日以降に開始する会計期間における通常の法人税率は純利益の20%です。
2. 税務上の中小企業(※)に対しては以下の累進課税が適用されます。

法人税

課税所得(タイバーツ)	法人税率
0-300,000	免除
300,001 - 3,000,000	15%
3,000,000～	20%

※「税務上の中小企業」・・会計期間末の払込済資本金が5百万バーツ以下で、会計期間の売上高が30百万バーツ以下の企業

外国税額控除

タイと租税条約（二重課税協定）を締結していない国に由来する収益については、外国税額控除が適用されます。外国税額控除は、関連収益がタイに由来した場合に課税されるタイ国税額を上限とし、一定の判定基準と条件が適用されます。同じ規定は、租税条約締結国の外国税額控除に対しても適用されます。

連結納税不適用

各会社は独立した法人として課税されます。法人の損失をその関連会社の利益と相殺すること（連結納税）はできません。

繰越欠損金

税務上欠損金は、最長5年間の繰越が認められています。

配当

タイ証券取引所の上場企業から受領した配当は、非課税とされています。非上場の法人からの配当については、直接または間接的に株式持ち合いのないその他タイ企業の議決権株式の25%以上を、配当受領の前後少なくとも3カ月間保有しているタイ企業が受領した配当であれば、同様に非課税とされます。上記の期間の要件を満たさない場合は、タイ企業からの配当の50%を課税所得に含めることになります。

タイ企業が2005年11月以降に外国企業から受領した配当は、以下の場合、タイ法人税が免除されます。

1. 当該外国企業の法人税率が最低15%であること及び
2. タイ企業は当該外国企業の株式の25%以上を保有していること　及び
3. タイ企業は当該外国企業の株式を6カ月以上保有していること

移転価格税制

タイでは歳入法47条及び関連する税務通達等により移転価格税制が定められています。概要は以下の通りです。

1. 歳入庁の税務調査担当官は、省令に関して設定された規則、手順、条件に従い、独立企業間の水準(arm's length)と乖離している関連会社取引に関する法人納税者の収入及び支出を更正する権限が認められています。
2. 「関連会社"related party"」とは次の通り定義されます。(a) 別の法人の全株式の50%以上を直接的または間接的に保有する法人、(b) 別の法人の全株式の50%以上を直接的または間接的に保有する株主またはパートナーが直接的または間接的に全株式の50%以上を保有する法人、(c) 資本、経営、支配の面で別の法人と独立しては運営できない程度に依存関係にある法人。
3. 税務調査担当官の更正の結果として起きる二重課税を救済するため、更正により法人税の支払いが過剰となった納税者は、当該年度の法人税申告期限から3年以内または更正通知受領後60日以内のどちらか遅い方までに、還付申請を行うことができます。

法人税

4. 関連会社を有しており、年間売上が200百万バーツを超える納税者は、毎年の法人税確定申告書の提出と合わせて関連会社との関係及び会計期間の取引額を記載した「移転価格開示フォーム（disclosure form）」を提出する必要があります。
5. 歳入庁の税務調査担当官は、法人税確定申告書の提出より5年間、当該年度の移転価格文書の提出を納税者に求める権限を有します。納税者は、提出通知を受領してから60日以内に上記文書を提出しなければなりません。但し、要請により120日の延長が認められる場合があります。
6. 移転価格開示フォームまたは移転価格文書の提出遅延、又は内容に不足・誤りがある場合、納税者には最大200,000バーツの罰金が科せられます。

歳入庁は、税務担当官の更正の際の計算方法、移転価格開示フォームと移転価格文書の様式及び詳細、移転価格開示フォームの提出免除基準定めた省令を近日中に発表する予定です。

個人所得税

個人所得税

個人所得税（Personal Income Tax, PIT）は、個人の課税対象所得に対する直接税です。課税対象は、個人、死亡者、未分割遺産、法人格を有しないパートナーシップ・団体です。

個人所得税の対象となる個人は、一般的に暦年ベースで税額を計算、税務申告書を作成、課税された金額を納税する義務があります。また、納税者は「居住者」と「非居住者」に分類されます。

居住者は、課税年度（暦年）において累積180日間以上タイに居住する全ての個人が該当します。タイ居住者は、支払地・受領地に関わらず、現金受領ベースのタイ源泉所得、及び外国所得が発生した同年度中にタイに持ち込まれた外国源泉の所得について、課税されます。

一方で、非居住者は、タイ国内の源泉所得に対してのみ課税されます。

課税所得

個人所得税の対象となる所得は「Assessable Income（課税所得）」と呼ばれ、これは現金及び物品による所得の両方が該当します。したがって会社負担する社宅の提供、従業員の代わりに事業者が支払う所得税などの雇用主から支給される手当も対象従業員の課税所得と見なされます。

課税所得は、8つの分類があり、課税所得の計算において、一定の経費控除(deduction)及び人的控除(allowance)を適用することができ、まずは経費控除を行い、その後人的控除を行うことになります。

所得分類	経費控除
1. 給与収入	収入額の 50% 但し最大10万バーツ迄
2. 業務委託収入	収入額の 50% 但し最大10万バーツ迄
3. 知的財産権収入	収入額の 50% 但し最大10万バーツ迄
4. 金利、配当、キャピタルゲイン収入	適用なし
5. 賃貸収入 • 建物、埠頭 • 農地 • その他分類の土地 • 自動車 • その他分類の資産	 収入額の 30%又は実費の低い額 収入額の 20%又は実費の低い額 収入額の 15%又は実費の低い額 収入額の 30%又は実費の低い額 収入額の 10%又は実費の低い額
6. 専門家サービス収入	収入額の 30%又は実費の低い額 (但し医師は所得額の60%)

個人所得税

所得分類	経費控除
7. 請負人が工具を除く必要な材料を提供する請負業務収入	収入額の 60%又は実費の低い額
8. 商業、農業、工業、輸送、その他の個人事業活動からの収入	収入分類により収入額の40%-60%又は実費の低い額

個人所得税の税率（居住者と非居住者双方に適用される）

（単位:THB）

課税所得	税率	税額	累積税額
0 - 150,000	免除	-	-
150,001 - 300,000	5%	7,500	7,500
300,001 - 500,000	10%	20,000	27,500
500,001 - 750,000	15%	37,500	65,000
750,001 - 1,000,000	20%	50,000	115,000
1,000,001 - 2,000,000	25%	250,000	365,000
2,000,001 - 5,000,000	30%	900,000	1,265,000
5,000,001以上	35%		

65歳以上の個人は、190,000バーツまでの課税所得に対し所得税を免除されます。

分離課税

いくつかの所得は個人所得税とは分離課税を選択できます。概要は以下の通りです。

不動産売却による利益

不動産売却による売却益は、最終源泉徴収額を土地局に支払うことにより、個人所得税の課税対象外とすることができます。

金利

金利所得は納税者の選択により、利子に対して15%の源泉控除がされていることを条件に、個人所得税の課税対象外とすることができます。ただし、以下の個人金利所得は非課税となります。

1. 政府機関発行の債券または社債の金利
2. 民間銀行での預貯金金利で、一税務年度での金利受取り合計額が20,000バーツを超えない場合

個人所得税

配当

居住者である個人納税者が受け取る配当所得には、受領した配当金を個人の課税所得に含める方法、又は配当金の10%を源泉徴収税として支払い、配当金からの所得を課税所得から除外する方法があります。前者を選択した場合、10%の源泉徴収税額は、タックス・クレジット（所得税の先払）として利用することができます。

申告と納付

納税者は、個人所得税申告書（PND90または91様式）を提出し、課税年度末後の3月末日までに地域歳入支局への納税を義務付けられています。課税年度の前半6カ月間に分類5から8分類の所得（前頁の所得分類表参照）を得た納税者は、9月末日までに中間申告書(Form PND 94)の地域歳入支局への提出・納税を義務付けられています。

源泉徴収税または中間申告による納税額は、確定申告の納税額へ充当することができます。

源泉徴収税

源泉徴収税

個人居住者への支払い

一部の所得については、所得の支払者が源泉徴収し、地域歳入支局へ申告書(PND1,2または3等の申告書)を用いて源泉徴収税控除額を報告します。

源泉徴収額は確定申告書における納税額へ充当できます。

所得分類	源泉徴収税率
1. 給与所得・労務契約所得	0% to 35%
2. 金利[1]	15%
3. 配当金	10%
4. ロイヤリティ	0% - 35%
5. 賃借料[1]	5%
6. 賞金	5%
7. サービス、専門家料金[1]	3%
8. 芸能人の報酬	5%
9. 広告料[1]	2%
10. キャピタルゲイン[2]	0% - 35%

1. 個人が支払人の場合は非適用
2. SET株式の売却には非適用

法人居住者及び外国企業支店への支払い

法人所得についても、いくつかの源泉徴収税があります。源泉徴収税率は所得分類及び受領者の法人としての分類により異なります。所得の支払者は、所得税申告書（PND53様式）を用い、支払月の翌月の7日以内に源泉徴収税額を地域歳入支局へ納税することを義務付けられています。

源泉徴収額は、受領者の年間法人税額に充当されます。

各税率は以下を参照下さい。

源泉徴収税

所得分類	源泉徴収税率
1. 利子	1% (但し協会、財団への支払の場合は10%)
2. 配当金	10%
3. ロイヤリティ	3% (但し協会、財団への支払の場合は10%)
4. 賃借料	3% (但し協会、財団への支払の場合は10%)
5. 賞金	5%
6. サービス、専門家報酬	3%
7. 請負報酬	タイ企業又はタイに恒久的支店を持つ外国企業への支払：3% 、 タイに恒久的支店を持たない外国企業への支払： 5%
8. 広告料	2%

なお、政府機関は、タイ企業に対するすべての所得に対し1%の税を源泉徴収します。

非居住者国への支払い

源泉徴収税10%が課税される配当の他に、租税条約の非締結国に居住する非居住者に適用されるその他支払(金利、ロイヤリティ、賃料、管理料、コンサルタント料、キャピタルゲインを含む)のほとんどには、源泉徴収税15%が適用されます。

一方でタイは多くの国々と租税条約を締結していることから、源泉徴収税率は租税条約に規定される税率に基づき減額されることがあります。(次項参照)

租税条約

租税条約

1963年にスウェーデンと初の租税条約を締結して以降、タイと租税条約を締結している国は増加しています。

租税条約は、締約国の居住者に適用されます。タイ居住者と認定され、協定の恩恵を受けるためには、以下の条件を満たさなければなりません。

1. 個人の場合は、暦年に180日以上タイに滞在する事
2. 会社の場合は、タイ民商法典の下に設立されている事

租税条約に規定される税金の範囲

租税条約は、個人所得税、法人所得税、石油所得税などの所得税にのみ適用されます。VAT、特定事業税（SBT）など、その他間接税には適用されません。

所得分類

租税条約は、一般的に所得税及び税率を特定しておらず、規定しているのは、源泉または居住国が所得に対し課税する権利を有するか否かのみです。源泉国に課税権利がある場合、所得は当該国の国内法に基づき課税されます。

租税条約は、配当、金利、ロイヤリティ収入などの投資収益に対する課税率を規定しています。これは、源泉国が投資収益に対し条約に規定される税率を超えない税率で課税できるということであり、多くの場合において、二重課税協定税率は、海外貿易及び投資に対する税障壁を減らすため国内税率より低く設定されています。

租税条約には、源泉国が特定所得に対して課税権を履行しない規定もいくつか存在します。例えば、事業が源泉国のPEを通じて実施されていないことを条件とする国際航空運輸の利益及び事業収益もそのひとつです。

税率

源泉徴収税率は、一般的に配当に対し10%、金利・ロイヤリティ収入に対し15%です。

ただし、条約締結国に対しては、配当、金利、ロイヤリティ収入に関して低率の税率が適用されます（受益者がPEでなく、タイに事業拠点がないことが条件）。タイの二重課税協定における配当、金利、ロイヤリティ支払に適用される税率については以下を御参照下さい。

租税条約

	配当(1)	金利 (2)	ロイヤリティ(3)
アルメニア	10%	10%, 15%	15%
オーストラリア	10%	10%, 15%	15%
オーストリア	10%	10%, 15%	15%
バーレーン	10%	10%, 15%	15%
バングラデシュ	10%	10%, 15%	15%
ベラルーシ	10%	10%, 15%	15%
ベルギー	10%	10%, 15%	5%, 15%
ブルガリア	10%	10%, 15%	5%, 15%
カンボジア	10%	10%, 15%	10%
カナダ	10%	10%, 15%	5%, 15%
チリ	10%	10%, 15%	5%, 15%
中国	10%	10%, 15%	15%
キプロス	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
チェコ共和国	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
デンマーク	10%	10%, 15%	5%, 15%
エストニア	10%	10%, 15%	8%, 15%
フィンランド	10%	10%, 15%	15%
フランス	10%	3%, 10%, 15%	5%, 15%
ドイツ	10%	10%, 15%	5%, 15%
香港	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
ハンガリー	10%	10%, 15%	15%
インド	10%	10%	10%
インドネシア	10%	10%, 15%	15%
アイルランド	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
イスラエル	10%	10%, 15%	5%, 15%
イタリア	10%	10%, 15%	5%, 15%
日本	10%	10%, 15%	15%
韓国	10%	10%, 15%	15%
クウェート	10%	10%, 15%	15%
ラオス	10%	10%, 15%	15%
ルクセンブルグ	10%	10%, 15%	15%
マレーシア	10%	10%, 15%	15%

租税条約

	配当(1)	金利(2)	ロイヤリティ (3)
モーリシャス	10%	10%, 15%	15%, 15%
ミャンマー	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
ネパール	10%	10%, 15%	15%
オランダ	10%	10%, 15%	15%, 15%
ニュージランド	10%	10%, 15%	10%, 15%
ノルウェー	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
オマーン	10%	10%, 15%	15%
パキスタン	10%	10%, 15%	10%, 15%
フィリピン	10%	10%, 15%	15%
ポーランド	10%	10%, 15%	5%, 15%
ルーマニア	10%	10%, 15%	15%
ロシア	10%	10%, 15%	15%
セイシェル	10%	10%, 15%	15%
シンガポール	10%	10%, 15%	5%, 8%, 10%
スロベニア	10%	10%, 15%	10%, 15%
南アフリカ	10%	10%, 15%	15%
スペイン	10%	10%, 15%	5%, 8%, 10%
スリランカ	10%	10%, 15%	15%
スウェーデン	10%	10%, 15%	15%
スイス	10%	10%, 15%	5%, 10%, 15%
台湾	5%, 10%	10%, 15%	10%
タジキスタン	10%	10%	5%, 10%
トルコ	10%	10%, 15%	15%
ウクライナ	10%	10%, 15%	15%
アラブ首長国連邦	10%	10%, 15%	15%
英国	10%	10%, 15%	5%, 15%
米国	10%	10%, 15%	5%, 8%, 10%
ウズベキスタン	10%	10%, 15%	15%
ベトナム	10%	10%, 15%	15%

1. 配当を払う会社の株式保有等の条件が満たされる場合に、低いほうの税率が適用されます。
2. 金利の受益者が金融機関の場合、低いほうの税率が適用されます。
3. 文学、芸術、科学に関わる著作権の使用権料の支払いは、低いほうの税率が適用されます。

VAT、その他の税法

VAT、その他の税法

付加価値税 (VAT)

VAT は、1992年1月1日付けで売上税に代わり法制化されたもので、製品製造及び流通の各段階で発生する付加価値に対する間接税となります。

タイで製品またはサービスを経常的に提供する、年間売上が180万バーツ以上の個人または団体には、タイVATが適用されます。オフショアへのサービス提供者も、当該サービスがタイで使用される場合、その対象となります。VATは、輸入された製品及びサービスにも適用され、製品及びサービス提供者は、売上にかかるVAT（アウトプットVAT）を徴収し、製品及びサービスの購入者は仕入にかかるVAT（インプットVAT）を支払います。そして、アウトプットVATからインプットVATを控除し納税を行います。

現在VATは総収入に対し7%で課税されており、（海外で使用される）輸出製品及びサービスには0%が適用されます。また、特定のビジネスはVATの適用対象外になっています。

特定事業税 (SBT)

VATが免除される事業は、代わりにSBTが適用されます（一定の団体及び活動については免除規定あり）SBTは総収入に対し課税され、税率は以下のように事業形態により異なります。

事業	課税対象	税率
1. 金融、財務、その他同分類事業	金利、割引額、サービス料、その他料金、外国為替利益	3%
2. 生命保険	金利、サービス料、その他料金	2.5%
3. 質屋	金利、手数料、支払遅延不動産の販売報酬	2.5%
4. 不動産	総収入	3%
5. ファクタリング	金利、割引額、サービス料、その他料金	3%

注意：実際の適用に当たっては、上記税率の10%が地方税率として付加されます。

石油所得税

石油事業の収益は、石油所得税法の適用対象になります。石油会社は、石油事業に関わるその他の活動を含む事業活動からの年間純利益に対し50%で課税されます。

印紙税

印紙税は、企業が政府機関、団体に提出する書類のほとんど及び企業公文書に対し課税されます。これには土地所有権移転、賃貸、株式移転、社債、抵当権、生命保険、年金、委任状、手形、信用状、小切手などが含まれます。

商取引に該当しない契約書、又は個人契約については印紙税が課税されません。印紙税の課税対象となる契約については、歳入法の題目II、第VI章に規定されています。

印紙税別表掲載の契約書のみが印紙税の対象であり、印紙税納付義務のある個人・法人とは当該契約書に関わる個人・法人であり、それは例えば、法律文書の作成者、法律文書の保有者または受益者になります。印紙税法のほか、歳入局通達による例外規定も多数存在しています。また、税率は契約書の形式により異なります。不納付は罰金または課徴金の対象となります。

VAT、その他の税法

物品税

物品税はアルコール飲料、タバコ、フルーツジュースなど一定の製品に課税されます。

関税

製品に対する関税は、従課税または特定税率ベースで課税されます。事業会社によって輸入される製品の大半は、5%から60%の範囲で課税対象となっており、以下の二種類の税金の課税対象となります。

1. 製品のCIF価格に関税率を掛けて計算される関税額。当該関税額は製品のCIF価格に加算されます。
2. CIF価格、関税、物品税の総額に対して計算されるVAT額

再輸出のために輸入される製品は輸入関税及びVATが免除されます。輸出関税は米、皮革、革製品、屑鉄・鋼鉄、ゴム、チーク材、その他木材など特定品目に課税されます。

また、以下の主体により使用される輸入機械類、設備、材料に関する関税は、その課税が免除される等の例外規定の対象になります。

1. 石油・ガス利権者及びその請負人
2. BOI事業主体

キャピタルゲイン税

タイには、特定のキャピタルゲイン税はなく、キャピタルゲインは、所得税計算で通常所得として課税されます。

支店所得税

タイには、支店に対する特定の所得税はありません。外国企業のタイ支店は、一般的にタイで履行された事業から発生する利益に対してのみ課税され、タイ支店には、居住企業と同じ税率が適用されます。

ただし、タイ国外に利益を送金する場合、利益送金税が別途適用されます。

看板税

看板税は、広告または事業情報の公示を目的に社名、商標または製品を表示する看板・広告に対して平米単位で課税されます。記載する言語で異なる税率が適用されます。

資産税

特定地域での土地建物の所有者は、地域開発税(未開発の場合の土地の価値に基づき計算される)または宅地税(実際または予想年間賃貸料に基づき計算される)が課税されます。

地域開発税は、地域管轄所が決定する土地鑑定価値に基づき計算されます。宅地税が課税される土地は地域開発税の対象とはなりません。宅地税は、所有者が住む住宅は例外とされており、当該住宅の査定額はその住宅から得られると思われる賃料が基礎となります。

VAT、その他の税法

新土地建物税

2020年1月1日より課税標準を土地局の公示価格とする新土地建物税が導入されています。 税率は以下の利用目的及び評価額に応じて変動します。

利用目的	法定上限税率(%)	評価額 (単位: 百万バーツ)	適用税率(%)
1. 農地	0.15	0 – 75 > 75 - 100 > 100 - 500 > 500 – 1,000 > 1000	0.01 0.03 0.05 0.07 0.1

注記: 個人が所有する50百万バーツ以下の農地は免税されます。また、新法は、最初の3年間は個人の所有者には適用されません。

2. 住居	0.3	0 – 50 > 50 - 75 > 75 - 100 > 100	0.02 0.03 0.05 0.1

注記: 1件目の保有不動産について、土地と家屋登録証に氏名が表記されている個人には50百万バーツまで、家屋のみの所有の個人には10百万バーツまで免税されます。

3. 商業利用	1.2	0 – 50 > 50 - 200 > 200 - 1,000 > 1,000 - 5,000 > 5,000	0.3 0.4 0.5 0.6 0.7
4. 未使用地	3	0 – 50 > 50 - 200 > 200 - 1,000 > 1,000 - 5,000 > 5,000	0.3 0.4 0.5 0.6 0.7

注記: 税率は3年ごとに0.3%引き上げられ、最大3%となります。

VAT、その他の税法

相続税

2016年2月1日より、タイで相続税が導入されました。この税制は、施行日前に被相続人が死亡したことによる相続、被相続人の配偶者による相続は対象外となります。

以下の相続人による相続が発生した場合、相続人は相続税の納税義務があります。

1. タイ国籍者で、以下の内容を含み、資産の所在地を問わない
   (1) タイ国内又はタイ法下で設立された法人
   (2) 相続権の発生時点で株式の過半数をタイ国籍者が保有する法人
   (3) 経営権を有する者の過半数がタイ国籍者である法人
2. 移民法下でタイに居住地を有する非タイ国籍者。資産の所在地を問わない
3. タイが国連または国際法の下で、またはタイと他の国との間の条約や合意に基づき負債を負う個人または国際的組織.

以下の相続人は、課税義務が免除されます。

1. 被相続人が相続資産は宗教、教育、その他公益に資する目的に供されるべきことを明示していた資産を相続した
2. 宗教、教育、その他公益に資する目的のために設立された法人・政府組織
3. 国際法や、タイと他国間の特段の協定・相互条約上取決めのある相続人

以下の資産が相続された場合、相続税の対象となります。

1. 不動産
2. 有価証券（有価証券・証券市場に関する諸法令の管理下にあるもの）
3. 現預金（被相続人が金融機関・個人に対する引出権を有するもの）
4. 登録済車両
5. その他勅令に定める資産

相続資産（相続を受けた場所、及び一括・分割で受け取ったかを問わない）のうち、1 億バーツを超える部分のみ課税対象となります。また、相続する負債がある場合は、相続する資産価値から相続する負債価値を除いた純資産額のうち、1 億バーツを超える部分のみ課税対象となります。

税率は10%となります。ただし、相続人が直系卑属・または相続人の兄・姉の場合は 5%です。

贈与税

2015 年 8 月 5 日に、個人所得税の一環として贈与税に関する新しい規則が公布され、2016 年2 月 1 日より適用されました。

以下の項目を個人所得税の課税所得として計算することとされました。

1. 無償譲渡された不動産所有権または不動産を所有できうる権利で、その評価額が申告対象年度において 2000 万バーツを超えない価額のもの。（但し、正当な嫡出子〔養子は除く〕に贈与された不動産所有権あるいは不動産を所有できる権利を除く）
2. 贈与物〔現金、株式、その他資産〕で、以下に該当しないもの。
   - 生存する年上の親族（両親及び祖父母のみで、おじ、おば、いとこを含まない）、子孫、あるいは配偶者よりの贈与物で、申告対象年度において合計年間 2000 万バーツを超えない価額のもの
   - 道義上受領した贈与物あるいは、すでに死去した年上の親族、子孫、あるいは配偶者よりは慣わしあるいは儀式により受領した贈与物で申告対象年度において合計 1000 万バーツを越えない価額のもの
   - 宗教上、教育上、公共への支出目的のために受け取った収入

納税者は、上記贈与について価額の 5%を分離課税することを選択し、個人所得税の課税所得計算に含めないことも選択できます。

証券・不動産に関する外資投資規制

証券・不動産に関する外資投資規制

タイ証券取引所

タイ証券取引所（SET）に投資する外国人個人は、株式売却益に対する課税が免除されます。外国企業は、タイ国内法に基づくキャピタルゲインに対し15%の源泉徴収税が課税されますが、租税条約により減額または免除されることもあり得ます。また、これら投資株式からの配当は国内源泉徴収税10%が適用されます。

タイ不動産

タイ不動産への外国投資は、外国人事業法（1999年）により制限されています。一方、土地法（1954年）では外国人の不動産に対する所有権を認めています。

現状、外国人は、例外はあるものの、原則土地を所有することはできません。一方で、土地の上に建設された建物の所有をすることはできます。このため、長期リースを選択する外国人も多くみられます。また、総面積に対する割り当てに基づき、土地の保有者がタイ法人である場合も、外国人がコンドミニアムの保有権（自由購入権含む）をもつことも可能です。

信託

信託

西欧で普及している信託及び信託収入への課税の概念は、タイにはありません。信託に関する別個の税申告制度も無い為信託者及び受益者に対する信託収入への別途課税制度もありません。

ただし近年、タイ証券取引所での投資信託が導入されていることをうけ、受託者が信託収入に対し課税されないよう、課税免除を規定しています。

その他実用的情報

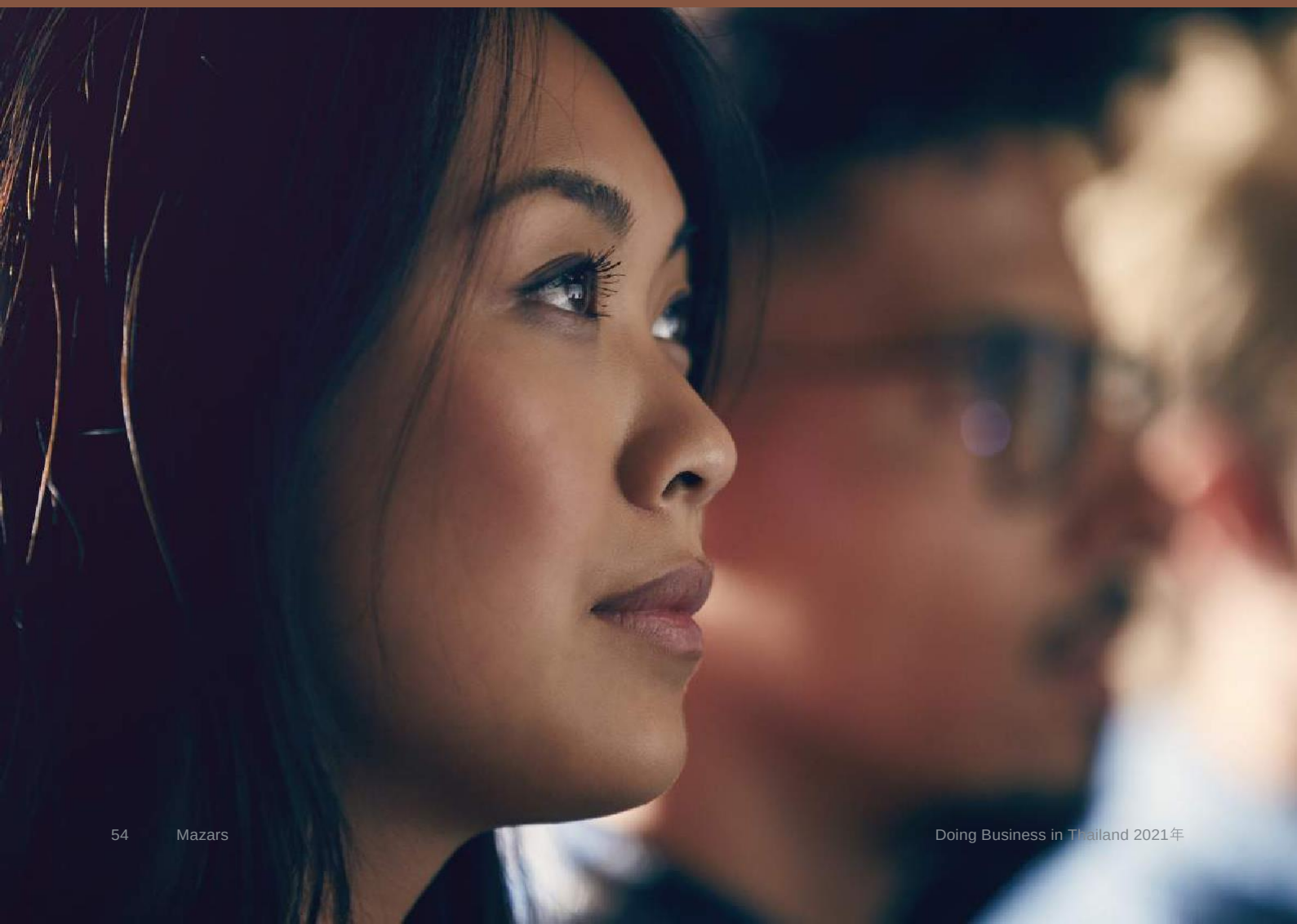

その他実用的情報

交通機関

バンコクでは、長距離移動手段はバスの利用がほとんどで、農村部ではオートバイ、自転車での移動が一般的です。物資輸送は主に車両輸送になります。都心と農村部の移動には鉄道が利用されており、近年タイ主要地域を結ぶ高速鉄道網の計画が進んでいます。また国内航空も普及しています。

言語

タイの国語はタイ語です。英語はタイ語に次いで広く使用されており、特にバンコクのビジネス社会では、使用率が高くなっています。中華系タイ人の多くは標準中国語を話します。

グリニッジ標準時 (GMT) に対する現地時間

タイ時間は一年を通じGMTに対し7時間早く（日本との時差は2時間）、サマータイム制度は採用していません。

就業時間

タイの一般的な就業時間は、午前8時から午後5時までの8時間です。昼食時間は通常午後12時から1時までの1時間で、大半の事業所は土日休みです。

祝祭日

事業者及び政府機関が順守する祝祭日

- 新年 – 1月1日（または付近の平日）
- 万仏祭* – 2月第三週付近
- チャクリー王朝記念日 – 4月6日
- ソンクラーン – 4月13日-15日
- レイバーデイ – 5月1日
- 戴冠記念日 – 5月4日
- 仏誕節* – 5月第三週付近
- 現王妃誕生日 – 6月3日
- 三宝節* – 7月第三週付近
- 現国王誕生日 – 7月28日
- 前王妃誕生日 – 8月12日
- ラマ9世記念日 – 10月13日
- チュラロンコーン大王記念日– 10月23日
- プミポン国王誕生日– 12月5日
- 憲法記念日– 12月10日
- 大晦日 – 12月31日

*日付はタイ旧暦によります。

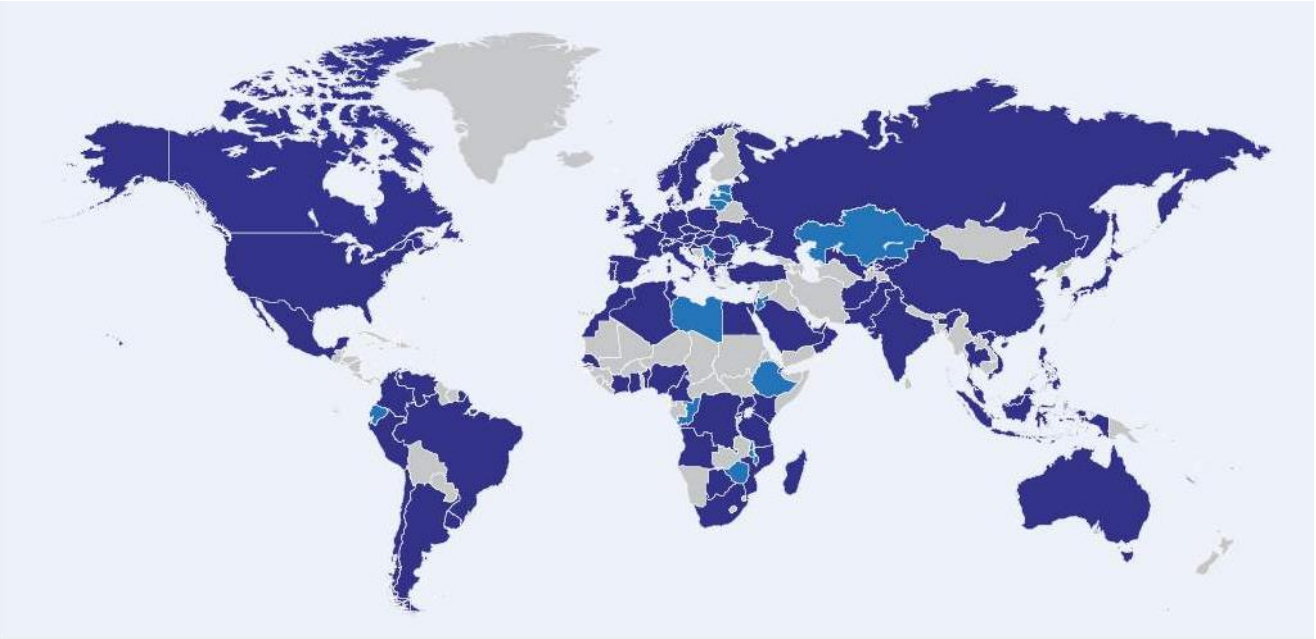

Valid as of 1 January 2020
*2019年8月31日時点FTE

Mazarsの拠点によりサービス可能な国・地域

提携パートナー又はMazarsスタッフ駐在によるサービス可能な国・地域

※本書は情報提供を目的としたものであり、Mazarsは本情報及びその利用に関していかなる責任も負いません。

The content of this document is provided for information only. Mazars accepts no responsibility for this information and/or any use to which it might be put. Property of Mazars – all rights reserved 2021

連絡先

Mazars in Thailand
Japan desk（日本語でのお問合せ窓口）
jpd@mazars.co.th

Mazarsは監査、会計、税務、法務 (※1) に特化した国際パートナーシップファームです。世界で90以上の国と地域で事業を展開しており、42,000人 (※2) を超える専門家が活躍しています。

(※1) 法律上サービス提供が許可される国のみ
(※2) Mazarsのパートナーシップで26,000人強、MazarsNorth America 北米アライアンス経由で16,000人

www.mazars.co.th

mazars